

諮問日：令和元年12月25日（令和元年度（個）諮問第7号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（個）答申第2号）

件名：「裁判所職員の対応に対する苦情申出に関する対応について」と題する文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所職員の対応に対する苦情申出に関する対応について」と題する文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が，同文書（以下「本件対象文書」という。）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が令和元年9月25日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件は，印影以外の不開示部分に対する不服申出である。本人が受けた対応やその状況を示した事情が認められる部分について黒塗りをするのはおかしい。
- 2 今回，本請求をしてわかったのは，裁判所内部で一方向的に私を悪者扱いすべき，虚偽の事実に基づき対応案を検討し，その当時の事実関係を隠ぺいしようとした，ということである。本件請求の開示文書では，大きい部分が黒塗りとなり，事実関係を確認するうえで，障害となっている。特に，これは，私の人権に関係する問題でもある。それなのに，一方の当事者の主張だけを鵜呑みにし，苦情を訴えている当事者である私からのヒアリングを一切なしにして，

事態を済ませようと対応しているのである。公平公正に事実真実に基づいて、対応すべきであり、そのためには、本件請求の全面開示が必要である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分のうち、裁判所職員の印影を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）には、①特定の来庁者に対する裁判所職員による対応の検証、これを踏まえた特定の来庁者を含む来庁者に対する今後の対応方針・対応手順及びその検討に関する情報並びに②庁舎警備についての連絡体制等に関する情報が記載されている。

このうち①に係る情報は、これを公にすると、来庁者に対する対応のあり方に関する内部的な検討経過が明らかになり、裁判所における来庁者の対応に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、②に係る情報は、これを公にすることは、裁判所に対する攻撃を企図する者に、庁舎警備の状況を推知させる情報を与えることとなり、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のとおり、①及び②に係る情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）14条7号に定める不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 令和元年12月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和2年2月25日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ④ | 同年9月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年10月23日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、特定の来庁者（開示申出人）に対す

る裁判所職員の対応に関し、同人から苦情を記載した書面が提出されたことから、同苦情に対する対応について検討された決裁文書である。そして、本件不開示部分には、①裁判所職員が同人に対してとった対応に係る裁判所の検証、これを踏まえた同人を含む来庁者に対する今後の対応方針・対応手順の検討及びその結果に関する情報並びに②裁判所の庁舎警備についての連絡体制等に関する情報が記載されていることが認められる。これらの記載内容を踏まえれば、上記①の情報を開示すると、東京高等裁判所における来庁者に対する対応のあり方に関する内部的な検討経過が明らかになることから、今後、同情報を知った来庁者への対応に支障が生じるおそれは否定できず、同裁判所における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、上記②の情報を開示すると、同裁判所の庁舎警備の状況を推知させる情報が明らかになることから、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法14条7号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子